

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日には、
がと日
の翌日)

平成3年9月二十七日

鳥取県知事 西 尾 巳 次

基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

目 次

- ◆告 示 結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）
 - 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退（〃）
 - 保安林の指定予定（二件）（造林課）
 - 保安林の指定の解除予定（二件）（〃）
 - 一般国道の供用の開始（道路課）
 - 収入証紙の小売りさばき人の指定（会計課）
 - 収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止（〃）
 - 自衛官の募集（消防防災課）

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中山医院	八頭郡郡家町大字門尾三〇四	平成三年九月十八日
尾崎内科医院	倉吉市昭和町二丁目二五四	〃
あすか薬局	西伯郡岸本町吉長五八一	〃
井医疗保险法人社団中 林原皮膚科泌尿 器科医院	米子市旗ヶ崎七丁目二〇一	〃
	米子市博労町四丁目三六〇	〃

鳥取県告示第六百八十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の指定の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

鳥取県告示第六百八十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に

平成三年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
中井医院 科医院 林原皮膚科泌尿	米子市旗ヶ崎七丁目10-1 米子市博労町四丁目三六〇	平成三年八月三十一日 平成三年九月十九日

鳥取県告示第六百八十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字屋堂羅字イガラシ一二〇五の一、一二〇五の二、一二〇五の六から一二〇五の一六まで、一二〇五の二〇、一二〇五の二五から一二〇五の四〇まで、一二〇五の四七から一二〇五の六二まで、字カラカ谷一二〇六内、一二〇六の一から一二〇六の一四まで、一二〇七から一二一一まで、字小サコ一二一二から一二一四まで、字水谷一二一五から一二一九まで、一二一九の一、一二一九の二、一二二〇から一二二二まで、一二二二内、一二二三の三から一二二二の四

六まで、一二二三の四八から一二二三の五〇まで、一二二四から一二六まで、一二二六の一、字立カイ一二二七から一二三〇まで、一二三〇の一から一二三〇の三まで、一二三一内、一二三一の一から一二三の四まで、一二三二から一二三五まで、一二三五の一、字小場ノ向一二三六、一二三八から一二四二まで、一二四二の一、一二四二の三、一二四三、一二四四、一二四四の一、一二四五、一二四五の一、一二四六、一二四六の一から一二四六の三まで、一二四七、字小シラ谷一二四八の一、一二四九内、一二四九次一、一二四九の一から一二四九の一六まで、一二五〇、字ナツワクチ一二五一、一二五一の二から一二五一の八まで、一二五二内、一二五二の一から一二五二の二二まで、字桑外谷一二五三の一から一二五三の三まで、一二五三の五から一二五三の一三まで、一二五四、一二五五の一、一二五五の二、一二五六から一二五九まで、一二五九の一、一二六〇、一二六一、一二六一の二、一二六一の二、一二六一の八まで、一二六二、一二六二の一、一二六三から一二六五まで、一二六五の一、一二六六、一二六六の一から一二六六の八まで、字大石谷一二六七の一、一二六八、一二六八の一、一二六九、一二六九の一、一二七〇、一二七〇の一、一二七一から一二七三まで、一二七三の一、一二七四、一二七四の二、一二七五、一二七六、一二七六の一、字寺谷一二七七、一二七八の一、一二七八の三、一二七九、一二七九の一、一二八〇、一二八一、一二八二の一から一二八二の四まで、一二八三の一、字觀音堂谷一二八四から一二九〇まで、字羽落谷一二九二の一、一二九二の二、一二九三の一、一二九三の二、一二九四、一二九四の一、一二九五、船岡町大字西谷字上細尾六五一の一、字平左衛門釜六四二の一

2

水源のかん養

3

指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字水谷一二三二六の一、字立カイ一二三一八・字小場ノ向一二四〇・一二四二の一・一二四六の二・字大石谷一二六九・一二六九の一・一二七一・字寺谷一二七七（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、一二七八の一、一二七八の三、一二七九・一二八三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 1 保安林予定森林の所在場所

岩美郡国府町大字清水字太田一二三、字大田六一六から六二三まで、六二四の一、六二五、六二六、字西谷一六八次一、一七〇から一七二まで、五七三から五八二まで、五九九から六〇五まで、字白髮谷一二二、一二四、一二四の一、一二五、一二六、五一九、五一〇、五一〇の一、五二一から五二七まで、五二九から五三三まで、字中尾一二三、四六七の一、四六八、四六九、四七〇の一、四七二、字中ノ尾四九〇

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計

から四九四まで、四九七、四九八、字横岩二三七、二二九から二三一まで、四九九から五〇九まで、字大場三〇四の一、三〇六、三〇七、四五九、四五九の一、四六〇、四六〇の一、四六一の一、四六二の一、四六三、四六四、四六五の一、四六六、字トウコ岩三三四、三二六、三二九、字銘々谷三五四、三五四の一、三五五から三五七まで、三五六、字精進岩三六六から三七〇まで、三七〇の一、三七一から三七一、三五八、三五九の一、三六一から三六三まで、三六四の一、三六五、字大谷三八〇から三七三まで、三七三の一、三七四から三七九まで、字大谷三八〇から三九一まで、三九六から四〇一まで、四〇五から四〇九まで、字高平四〇一の一、四〇三、四〇四、四一〇から四一七まで、字戈ノ尾三九二から三九五まで、四二六、四二六の一、四二七から四三四まで、字ジヤ谷四一八から四二三まで、字蛇谷四二三から四二一五まで、字七廻り四三五から四五八まで、字小谷四七四から四八〇まで、字柳坂四八一、四八三から四八九まで、字蝶ガナル五一〇から五一八まで、五一八の一、字滝ノ方五三四から五三六まで、五三八、五四〇、字賀谷五五三から五五六まで、字ヒヨトリ尾五四三から五四五まで、五四七から五四八まで、字方山五四六、五八三から五九八まで、字南土居五五二の一、五五八

画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三 1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字塔田三四八の一、三四八の三、字ダブツカ
塔一三〇四、字ナメラ谷一三一〇、一三一二の一から一三一一の四ま
で、一三一二、一三二三、一三一七、一三一八の三から一三一八の六
まで、一三一九、一三二〇、字天堤一四〇八、一四〇九、字鍛治屋原
一四一九、一四二四の一、一四二五、一四二六の一、字古屋敷一四二
七の一、一四三八から一四四〇まで、一四四四、字アセブ尻一九一〇、
一九一三、字シヨウフ田一九五一、一九五一、字切塞奥一二六一、一
二六五、一二六九、一二七一、一二七二、一二七三の一二

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計
画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥
取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百八十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林
法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計
画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

四 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡溝口町大内字見出一〇三〇、字奥見出一〇四八、一〇四九

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計
画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

八頭郡智頭町大字大背字寺山一五八八の一、一五八八の二、一五八九、一五九〇、一五九一の一、一五九二

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字寺山一五八八の一、一五八八の二

二 1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字若桜字古城谷一五一七、一五一八、字鉄炮町六七

一次一、大字三倉字長石垣九八一、九八二の一から九八二の四まで、字口城ノ谷一六二四の一、一六二四の二、一六二五

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

三 1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字掛相字屋敷三四三、三四四の二、字家ノ上山三六一、三六二の一、三六二の二、三六三から三六五まで、三六九から三七四まで、大字上中谷字アラ田ヶ塔山九八三の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) 主伐として伐採をることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字家ノ上山三六一、三六二の一、三六二の二、三六三、三六四、三七一

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

道路用地とするため

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

鳥取県告示第六百九十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一　解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤崎町大字山川字勝田川頭東平八〇八の三八から八〇八の四〇まで（以上三筆国有林）

2　保安林として指定された目的

水源のかん養

3　解除の理由

道路用地とするため

二　解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤崎町大字山川字勝田川頭東平八〇八の三八から八〇八の四〇まで（以上三筆国有林）

2　保安林として指定された目的

道路用地とするため

3　解除の理由

道路用地とするため

二　解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤崎町大字山川字勝田川頭東平八〇八の三八から八〇八の四〇まで（以上三筆国有林）

2　保安林として指定された目的

水源のかん養

3　解除の理由

道路用地とするため

一　解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町折渡字上ミ川東山一二五四の七（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的

水源のかん養

3　解除の理由

道路用地とするため

二　解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤崎町大字山川字勝田川頭東平八〇八の三八から八〇八の四〇まで（以上三筆国有林）

2　保安林として指定された目的

水源のかん養

3　解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第六百九十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一　解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤崎町大字山川字勝田川頭東平八〇八の三八から八〇八の四〇まで（以上三筆国有林）

2　保安林として指定された目的

水源のかん養

3　解除の理由

道路用地とするため

二　解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤崎町大字山川字勝田川頭東平八〇八の三八から八〇八の四〇まで（以上三筆国有林）

2　保安林として指定された目的

水源のかん養

3　解除の理由

道路用地とするため

平成3年9月27日 金曜日

鳥取県告示第六百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成三年九月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	供用開始の年月日
四三二号	西伯郡淀江町大字佐陀字西海道ノ上 八〇一地先から米子市赤井手字菰池八二六一地先まで	平成三年九月二十七日

鳥取県告示第六百九十四号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成三年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止年月日	住所	名称
平成三年九月二十四日	鳥取市田園町四丁目三 西伯郡名和町大字御来屋九五六	株式会社山陰合同銀行田園町支店

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成三年九月二十七日

鳥取県告示第六百九十三号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

指定年月日	住所	名称	売りさばき場所
平成三年九月二十四日	鳥取市田園町四丁目三 西伯郡名和町大字御来屋九五六	株式会社鳥取銀 行田園町支店	鳥取市田園町四丁目三七五
"	鳥取市田園町四丁目三 西伯郡名和町大字御来屋九五六	株式会社鳥取銀 行名和支店	西伯郡名和町大字御来屋九五六
"	株式会社山陰合同銀行田園町支店	株式会社鳥取銀 行名和支店	田園町支店

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、平成3年度第3次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり公告する。

平成3年9月27日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- | | |
|-----------|--|
| 1 採用する自衛官 | 二等陸士、二等海士及び二等空士（男子） |
| 2 募集期間 | 平成3年10月1日から同年12月31日まで |
| 3 試験期日 | 募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。 |
| 4 試験場 | ア 県庁
イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
ウ 倉吉市山根540 パープルビル内 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所
エ 米子市東町327 古矢ビル内 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所 |

所
採用予定月
募集期間中の毎月

6 その他

(1) 応募資格
採用予定月の1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上の学力有し、かつ、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第98条第1項に定める次格事項に該当しないものとする。

(2) 試験種目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、数学及び社会）
- イ 身体検査
- ウ 適性検査
- エ 口述試験